

特区の

手引き



―地域発の規制改革を内閣府がサポートします―



内閣府地方創生推進事務局

特区制度とは

全国一律で制定されている法律などの規制が、地域の実情や企業の経済活動に合わないことがあります。特区制度は、国と自治体・事業者が協力し、規制改革を行うことで、地方創生や日本の国際競争力の強化などにつなげる制度です。

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり、創設された特例を使ったりすることで、地域課題の解決や、新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

幅広い分野で地域の実情を踏まえた規制・制度改革を実現／

3つの特区制度の運用を通じ、保育、教育、観光・産業、農業、医療、人材、交通など、地方の生活環境と経済活性化に関連する幅広い分野で実現！

実現した規制・制度改革の一部を紹介します！

保育

「地域限定保育士」の創設



地域のニーズに応じた 集中的な保育士の確保

国家戦略特区
(2015年度、2017年度)

試験を実施する自治体内のみで勤務可能※となる特別な保育士資格を設け、多様な法人による試験事務の実施を可能とする特例。

2023年度末までに約8,600人が資格を取得し、地域における保育士確保に寄与。

※資格を取得し、登録を受けて3年経過後は全国で勤務可能

【活用自治体】神奈川県、大阪府、沖縄県、仙台市、成田市

教育

学校設置会社による学校設置事業



株式会社による学校設立が可能に

構造改革特区 (2003年度)

施設基準、毎年度の評価、経営支障時の就学継続措置等、一定の要件を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる特例。

不登校やグローバル、デジタルなど学校教育の多様化するニーズや、地方の廃校活用によるスクーリング参加など地方創生にも貢献。

【認定計画数（累計）】52件（全国24都道府県で活用）

観光・産業

酒類の製造事業（通称 ①どぶろく特区、②ワイン特区）



特定の酒類の最低製造数量基準を 撤廃・引き下げ

構造改革特区
(①2003年度、②2008年度)

①農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米、果実を原料とした濁酒、果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例を2003年に創設。

②2008年には地域の特産物である農産物等を原料とした酒類（果実酒、リキュール）を製造する場合、最低製造数量基準を大幅に引き下げる特例を追加。（2017年には、単式蒸留焼酎等を追加）

事業者の新規参入や6次産業化、新たな観光資源の創出に寄与。

【認定計画数（累計）】① 210件（全国43道府県で活用）
② 136件（全国37都道府県で活用）



地域産品を使った農家レストラン の農用地区域内設置を容認

国家戦略特区（2014年度）

全国展開（2019年度）

農業者が自ら生産した農畜産物または同一地域内で生産された農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする特例。

農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に寄与。

【活用件数（全国展開前）】15件

内訳：新潟市：4件、東京圏：1件、愛知県：3件、
関西圏：4件、養父市：1件、沖縄県：2件



過疎地等で服薬指導機会の 確保が可能に

国家戦略特区
(2016年度、2019年度)

全国展開（2021年度）

対面が原則の服薬指導を、オンラインを活用することにより、遠隔で受けることを可能とする特例。

患者側の負担軽減だけでなく、薬剤師による患者宅への訪問が不要となり、薬局側の負担も軽減。

※当初、過疎地等で解禁され、その後一定の要件を満たした都市部にも拡大。

【活用自治体】養父市、福岡市、愛知県、千葉市、仙台市



外国人起業家の在留資格要件を 猶予し、日本で起業しやすく

国家戦略特区
(2015年度、2020年度)

自治体が一定の要件を確認した場合に、在留資格「経営・管理」の要件である事業所の確保等を入国後6カ月後までに満たす見込みがあれば、入国を可能とする特例。当該期間後も、自治体が認定するコワーキングスペース等であれば、最大1年間確保すべき事業所として認めている。

【活用自治体】

東京都、神奈川県、成田市、京都府、兵庫県、新潟市、福岡市、北九州市、
仙台市、愛知県、広島県、今治市、つくば市、大阪府・大阪市、加賀市



無人の貸渡によりカーシェアリング システムの利用拡大へ

構造改革特区（2004年度）

全国展開（2005年度）

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡システムの使用を可能とする特例。

全国的なカーシェアリングの普及や普及に伴う環境負荷低減等に寄与。

【活用自治体（全国展開前）】

札幌市、神奈川県、愛知県、広島県、北九州市、福岡市

特区制度を使うには？

特区制度を使って、「新たなルールを**作ること**（全国ルールや特例の創設の提案）」と「作られたルールを**使うこと**（特例の活用）」ができます。

「全国ルールや特例の創設の提案」は、自治体・企業・個人の皆様、誰でも行うことができ、随時募集しています。

「特例の活用」を行う場合、すべての自治体が活用できるもの（構造改革特区の特例）と、指定された区域が活用できるもの（国家戦略特区／総合特区の特例）があります。

皆様からの提案・活用のご相談をお待ちしています！

特区制度活用フローチャート

事業の実施を困難とさせている法規制などがある

既存の特例活用により実現可能なのか、新しい特例やルール見直しが必要になるのか判断が難しい場合、まずはお気軽に地方創生推進事務局または自治体へご相談ください！

連絡先は裏表紙へ

ご相談にあたっては以下のポイントを示していただけるとスムーズなご案内へつながります！



想定している事業内容



その実施を困難とさせている法規制などの内容（～法～条、○月○日付○○省○○課長通知等）

特例の活用ができる場合

既存の特例に該当がない場合

新たなルールを作るには？

新たな規制・制度改革のためのご相談を随時募集しています。

提案内容の実現に向けて、内閣府（地方創生推進事務局）が皆様をサポートします！

STEP 1

新たな規制改革事項の提案

- ・事務局へ提案
- ・STEP2に向けて、事務局と相談

必要に応じて事前相談も可能です！

提案フォーム

詳しくはコチラ



STEP 2

主務官庁へ検討要請

- ・事務局が制度の主務官庁へ検討要請→主務官庁より回答
- ※回答次第で再検討要請可能

以下を盛り込んだ提案をいただくと◎難しくても、事務局がサポートします！

- ・想定している事業内容
- ・当該事業を阻害する“具体的な規制・制度”
- ・地域・社会課題や技術変化など、事業の“必要性”

STEP 3

WGヒアリング

- ・必要に応じて、特区WG（民間有識者）によるヒアリングを開催
- ・ヒアリングでは、提案者や主務官庁からの資料を用いた説明を基に議論

（参考）これまでのヒアリングの様子

詳しくはコチラ



提案が認められれば

新しい特例やルールの見直し

資料作成は事務局が伴走支援します！

作られたルールを使うには？

／全国どこでも活用可能／

／指定区域のみ活用可能／

構造改革特区

国家戦略特区

総合特区

3つの特区があります

3特区共通点

計画の認定を受けることで事業実施が可能となります

構造改革特区

全国どこでも

地域の特性に応じた規制改革を実施

STEP 1

事前準備

- ・想定している事業で、特例の活用が可能か事務局と相談
- ・自治体が規制の特例を盛り込んだ区域計画案を作成

STEP 2

計画認定

- ・総理大臣へ計画認定を申請（年に3回の申請受付）
- ・総理大臣による認定

事業実施

例えばこんな特例があります

- ・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- ・酒類の製造事業（通称①どぶろく特区、②ワイン特区）
- ・職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業 など

ガイドブックや
特例の一覧はコチラ

全国の認定計画の
一覧はコチラ

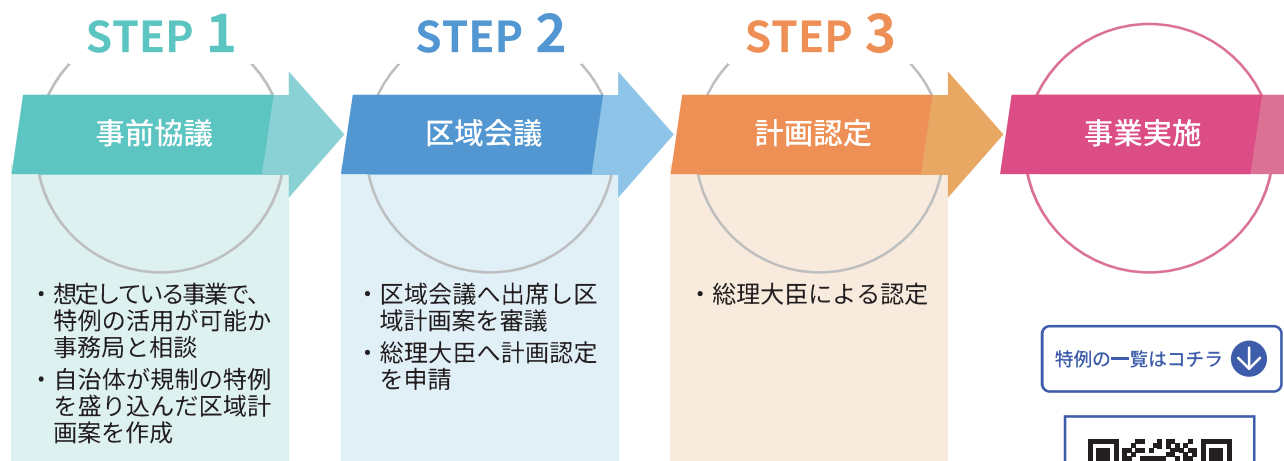


国家戦略特区／総合特区は次ページ

国家戦略特区

指定区域のみ

大胆な規制・制度改革による経済再生

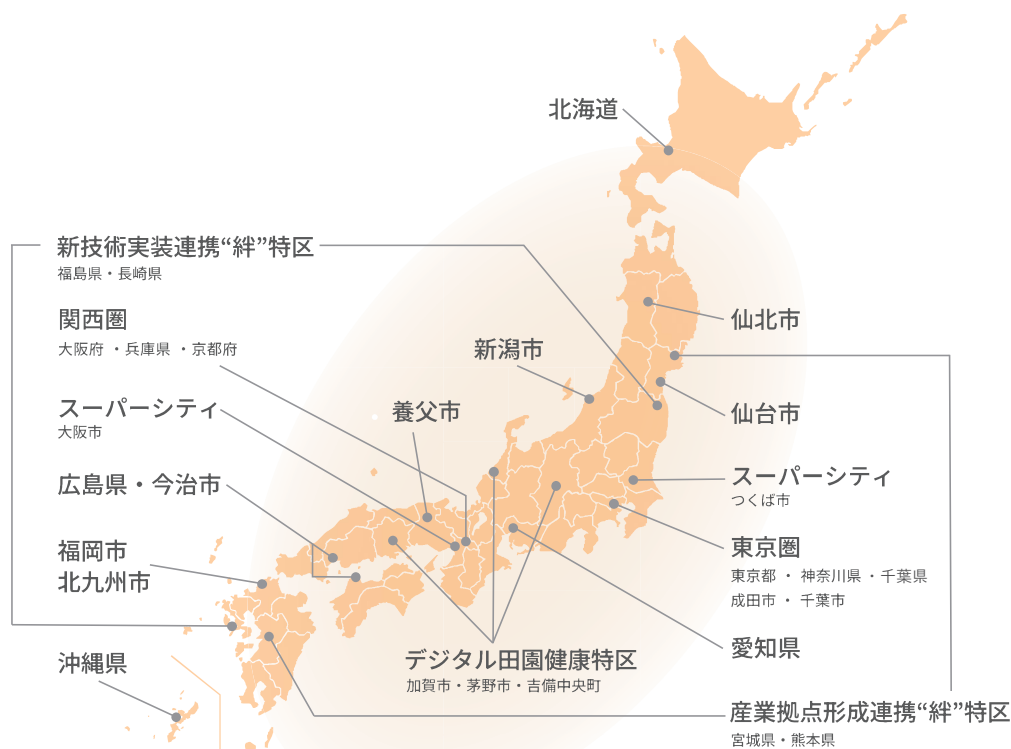


特例の一覧はコチラ ↓



例えばこんな特例があります

- 家事支援外国人材の受入れ
- 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し など



※国家戦略特区では、利子補給制度や税制に関する特例があります。
※特区指定区域外で活用希望がある場合も、事務局にご相談ください。

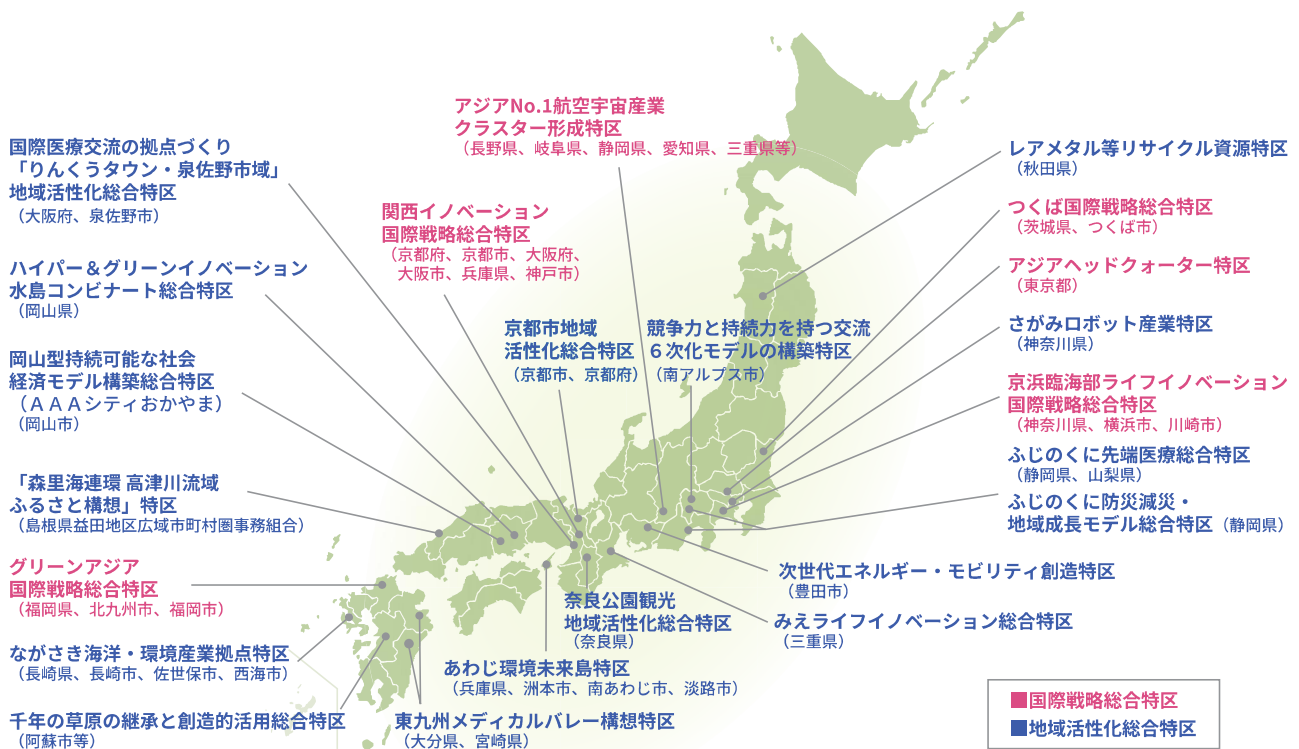
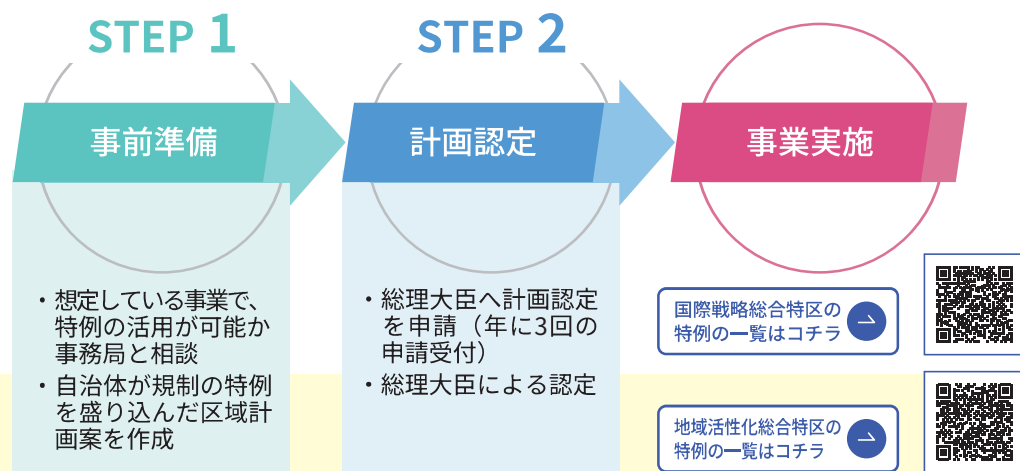
総合特区

指定区域のみ

先駆的な取組に国と地域の政策資源を集中

産業の国際競争力の強化を推進する国際戦略総合特区と、地域活性化を推進する地域活性化総合特区の2つがあります。

国際戦略総合特区と地域活性化総合特区では、使える特例が異なります。



※総合特区では、利子補給制度や税制などに関する特例があります。
※上記の標準的なプロセスと異なる特例も一部あります。
※特区指定区域外で活用希望がある場合も、事務局にご相談ください。

法律などの規制が問題で事業が うまくいかずに困っていませんか?!

新たな規制・制度改革の
アイデアをお持ちの皆様



特例の活用を
ご検討されている皆様



何でもお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局 特区制度担当

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎

Tel : 03-5510-2472

Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp

国家戦略特区

詳しくはコチラ ↓

Tel : 03-5510-2472

Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp



構造改革特区担当

詳しくはコチラ ↓

Tel : 03-5510-2466

Mail : toc@cao.go.jp



総合特区担当

詳しくはコチラ ↓

Tel : 03-5510-2467

Mail : sogotoc@cao.go.jp



各都道府県に設置の
特区エキスパートや
各特区指定自治体でも
ご相談を受け付けています

特区エキスパート

お問い合わせ先はコチラ ↓

